

◎新潟県告示第688号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

平成26年4月18日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

1 保安林予定森林の所在場所

新潟県十日町市甲1061から甲1064まで、甲1066、甲1066の1、甲1102から甲1104まで、甲1105の1、甲1106から甲1109まで、甲1111から甲1115まで、甲1117、甲1118、甲1121、甲1123、甲1188の1、甲1188の2、甲1189、甲1189の1、甲1189の3、甲1189の4、甲1190（次の図に示す部分に限る。）、甲1191、甲1192の1（次の図に示す部分に限る。）、甲1192の2、甲1192の3（次の図に示す部分に限る。）、甲1192の4、甲1192の5、甲1193、甲1194、甲1195（次の図に示す部分に限る。）、甲1196、甲1197、甲1199から甲1201まで、大字川治2365から2368まで、2369の3、2372の7、2373の3、2374の2、2380の1、2381、2383、2472

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その関係書類を新潟県農林水産部治山課及び十日町市役所に備え置いて縦覧に供する。）